

生徒の皆さんへ

長野県長野高等学校長

学校感染症への対応

- 1 感染症予防のため対策に努めてください。
 - ア) 手洗いの励行（登校時、帰宅時、食事前等）。
 - イ) 必要に応じてマスクの着用。咳エチケット。
 - ウ) 食事や睡眠を規則正しくとり、体力、抵抗力を高める。
 - エ) 体調がすぐれないときは登校しない。

- 2 インフルエンザ等の感染症にかかった可能性が生じた場合は次のとおり対応してください。
 - ア) 自覚症状（発熱、咽頭痛、倦怠感、咳等）があるときは、担任に連絡の上、登校を控える。病院に受診（または検査キットで検査）をした場合は、診断（検査）結果を速やかに担任に報告する。
 - イ) 感染症による出席停止期間は、インフルエンザは発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。新型コロナウイルス感染症は発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでである。これらを含め、各感染症については、主治医の指導等により適切に対応すること。出席停止期間の休みは欠席扱いとはならない。
 - ウ) 治癒して登校する際は、担任に「出席停止期間終了報告書（新型コロナウイルス感染症専用・保護者記入）」「登校報告書（インフルエンザ専用・保護者記入）」「登校許可書（インフルエンザ以外・主治医記入）」のうち、該当の書類を提出する（様式はHPからダウンロードできます）。

- 3 インフルエンザ等による学級閉鎖の場合は次のとおりになります。
 - ア) 当該学級の生徒は、原則として期間内は登校停止により自宅待機となる。
 - イ) 学級閉鎖期間中も体調不良や受診等については担任に連絡を行う。
 - ウ) 登校停止期間中に各種大会等がある場合、罹患していない（無症状の）生徒が出場できるかどうかは大会役員等と協議の上、学校長の判断による。